

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2（以下、「国実施要綱」という。）の第7の1に基づき、本方針を作成し公表する。

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

- (1) 農地中間管理事業の活用、集落営農組織の育成により、農地面積の54%を、10,700の経営体（内集落営農390）に集積する。
- (2) 長野県内新規就農者数の目標（49歳以下（法人就農者は除く））と実績は以下のとおり。

49歳以下の新規就農者数（単年度）	
2021年度（R3年度）	2027年度（R9年度）
実績（人）	目標（人）
212	215

2 新規就農者に対するサポート内容

- ・新規就農者が就農後（もしくは研修中）「青年等就農計画」の認定を市町村に申請するにあたり、市町村やJAと連携して就農計画の作成を支援。就農計画の内容により、青年等就農資金の活用を図る。
- ・人・農地プラン又は地域計画への位置づけなど、地域と連携して担い手としての位置づけと地域での認知を支援。
- ・県農業農村支援センターや市町村、JA等で構成する就農促進プロジェクト協議会等を通じた、農地・住宅・資金の確保や、PAL ネットながのなど、青年農業者同士の仲間づくり活動の支援をする。
- ・営農に必要な機械、施設の整備に必要な資金については、無利子の制度資金の融通や経営体育成支援事業の活用などを図る。
- ・農業農村支援センターが実施するニューファーマー研修等の研修や巡回を通じて就農後の経営発展に必要な栽培や飼養技術、経営管理技術等の習得を支援する。
- ・市町村による経営開始資金の給付を通じて経営開始後初期の不安定な経営を支援する。

3 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる都道府県加算ポイントの設定について

- (1) 別表「県加算ポイント項目表」に基づき、対象者ごとに得点を付ける。
- (2) (1)の加点後に国共通ポイントと県加算ポイントの合計値により順位付けを行い、使用できる県加算ポイントの状況に応じて、(3)によりポイントの加点を行う。
- (3) 加点する場合は国共通ポイントと県加算ポイントの合計値が高い対象者から順に1ポイントずつ加点する。

※国共通ポイントと県加算ポイントの合計値が同じ場合は、以下の①～③に基づき順位付けを行う。（例：①の値が同じ場合は②に基づき順位付け）

①国共通ポイントの高い順 ②県ポイントの高い順 ③年齢の若い順

- (4) 県は予算の範囲内で国へ事業要望する。

別表

県加算ポイント項目表

No.	項目		ポイント※
1	経営開始の年度	① 事業実施の前年度に経営を開始している	5
2	独立・自営就農時の 年齢	① 30歳未満	6
		② 30歳以上 40歳未満	4
		③ 40歳以上	2
3	その他	県加算ポイントの状況に応じ、主に調整配分のために 県が設定する項目	